

女性活躍推進・一般事業主行動計画

山口建設株式会社



策定日 令和3年12月22日

計画期間 令和4年1月5日～令和9年3月31日の5年間

行動基本理念

社員が仕事と子育てを両立させることができ、またメリハリのある働き方を実現し、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する

内 容

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【1】

目 標

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施（有給休暇取得目標：12日／年平均）

対 策

- 令和4年1月～
- ・社内回覧や提示、朝礼等を活用した周知・啓発の実施（隨時）
 - ・年次有給休暇の取得状況の把握する
 - ・取得日数が少ない人には声掛けをする

【2】

目 標

女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援の取り組み
(目標数値：女性社員の平均就業年数を2年伸ばす)

また男性社員の育児休暇取得の促進を図る

対 策

- 令和4年1月～
- ・社員の具体的なニーズ調査、情報収集
 - ・相談窓口を設置
 - ・男性社員の育児休業制度を周知
 - ・女性社員の出産や子育てによる退職者についての再雇用制度を実施